

令和8年度の級別定数の改定について

- 1 令和8年度における裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条に規定する職務の級の定数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。
- 2 この決定は、令和8年4月1日から適用する。

最 高 裁 判 所

(別表第1)

令和8年度 常勤職員級別定数表 (最高裁判所)

職 名	行政職俸給表(一)										
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
課 長	(3) 7	(13) 20	(10) 20								(26) 47
審 査 官				21							21
裁 判 所 調 査 官		3	(4) 6	(11) 11							(15) 20
首 席 書 記 官		2									2
書 記 官			3	1	37						41
調 査 員								39			39
技 術 員		1	2	3	24	17	13	17	9	4	90
最高裁判所図書館長			1								1
最高裁判所図書館副館長			1								1
同 課 長			1	1							2
研 修 所 教 官		(7) 8	(2) 5	(5) 6	21						(14) 40
同 事 務 局 長	(1) 1										(1) 1
同 事 務 局 次 長		2									2
同 課 長			3	6							9
課 長 補 佐				1	92	1					94
係 長							194	4			198
主 任								281			281
専 門 職				2	54	82	35	5			178
一 般 職 員									1	1	2
計	(4) 8	(20) 36	(16) 42	(16) 52	228	100	242	346	10	5	(56) 1,069

職 名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技 能 労 務 職 員	12	16	24	6		58

職 名	医療職俸給表(三)			
	4級	3級	2級	計
看 護 師 長	1	2		3
看 護 師			3	3
計	1	2	3	6

(注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。

(注2) () の数字は、判事(補)をもって充てることができる人員で内数である。

(注3) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注4) 次に掲げる職員については、級別定数の外数とする。

- ① 休職中の職員(裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。)
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(別表第2)

令和8年度 常勤職員級別定数表（下級裁判所）

職 名	行政職俸給表(一)										計
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
事 務 局 長	15	36	19								70
事 務 局 次 長			17	90							107
課 長			28		414	27					469
課 長 補 佐					53	286	6				345
係 長							1,094	204			1,298
主 任								1,840	534		2,374
検 察 審 査 会 事 務 局 長				11	72	82					165
検 察 審 査 会 事 務 局 課 長					22						22
同 係 長							8	138			146
裁 判 所 調 査 官		2	7	12							21
首 席 書 記 官	9	47	72								128
次 席 書 記 官			48	190							238
主 任 書 記 官				44	1,038	1,403					2,485
書 記 官						1,545	3,095	1,671	668		6,979
首席家庭裁判所調査官	2	22	16	3							43
次席家庭裁判所調査官			15	67							82
主任家庭裁判所調査官				47	407						454
家庭裁判所調査官					8	371	333	183	23		918
家庭裁判所調査官補									109		109
主 任 速 記 官					86	40					126
速 記 官						13	41				54
技 術 員					2	4	7	1			14
専 門 職				16	50	460	184	394			1,104
法 廷 警 備 員								40	29	31	100
一 般 職 員									704	1,508	2,212
計	26	107	222	480	2,152	4,231	4,768	4,471	2,067	1,539	20,063

職 名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技 能 労 務 職 員	19	59	130	23		231

職 名	医療職俸給表(一)			
	4級	3級	2級	計
医 師	2	9		11

職 名	医療職俸給表(三)		
	3級	2級	計
看 護 師 長	28		28
看 護 師		7	7
計	28	7	35

(注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。

(注2) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注3) 次に掲げる職員については、級別定数の外数とする。

- ① 休職中の職員（裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(別表第3)

令和8年度 再任用短時間勤務職員級別定数表（最高裁判所）

職 名	行政職俸給表(一)										
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
技 術 員							<1> 1				<1> 1

職 名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技 能 労 務 職 員			2			2

- (注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。
- (注2) <>の数字は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員の定数であり、内数である。
- (注3) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。
- (注4) 次に掲げる職員については、級別定数の外数とする。
- ①

休職中の職員（裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）
- ②

臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定により育児休業をしている職員

(別表第4)

令和8年度 再任用短時間勤務職員級別定数表（下級裁判所）

職 名	行政職俸給表(一)										
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
主 任								<35> 70			<35> 70
書 記 官							<54> 121				<54> 121
家庭裁判所調査官							<3> 4				<3> 4
速 記 官							2				2
計							<57> 127	<35> 70			<92> 197

職 名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技 能 労 務 職 員			<3> 3			<3> 3

職 名	医療職俸給表(三)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
看 護 師				<1> 1		<1> 1

(注1) この表に定める級別定数は、年度末の人員を記載している。

(注2) <>の数字は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員の定数であり、内数である。

(注3) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注4) 次に掲げる職員については、級別定数の外数とする。

- ① 休職中の職員（裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。）
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定により育児休業をしている職員